

**令和6年第4回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和6年12月6日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第 85号 七戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 86号 七戸町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 3 議案第 87号 工事請負変更契約の締結について
(旧七戸体育館ほか解体工事)
- 日程第 4 議案第 88号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 89号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 90号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町文化村物産館等)
- 日程第 7 議案第 78号 令和6年度七戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 79号 令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 80号 令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 81号 令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 82号 令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 83号 令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 84号 令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 委員会報告書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 日程第15 閉会中の継続調査申出書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 追加日程第1 追加提出議案一括上程
「報告第31号 専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第97号 令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）」までの1報告、10議

案を一括上程

(町長提案理由説明)

- 追加日程第2 報告第 31号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 追加日程第3 議案第 98号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 議案第 99号 七戸町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第5 議案第100号 七戸町職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第6 議案第 91号 令和6年度七戸町一般会計補正予算(第8号)
- 追加日程第7 議案第 92号 令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第8 議案第 93号 令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第9 議案第 94号 令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第10 議案第 95号 令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第11 議案第 96号 令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)
- 追加日程第12 議案第 97号 令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第4号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員(0名)

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	仁 和 圭 昭 君
総 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	支 所 長 (兼庶務課長)	金 見 勝 弘 君
企画調整課長	田 中 健 一 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君
税 務 課 長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	高 田 博 範 君
保健福祉課長	西 野 勝 夫 君	介 護 高 齡 課 長	三 上 義 也 君
こどもみらい課長	澤 山 晶 男 君	会 計 管 理 者 (兼会計課長)	中 村 陽 一 君
商工観光課長	佐々木 和 博 君	農 林 課 長	原 子 保 幸 君
建 設 課 長	鳥谷部 勉 君	上 下 水 道 課 長	町 屋 淳 一 君
教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
生涯学習課長	井 上 健 君	世界遺産対策室長	鳥谷部 伸 一 君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
国民スポーツ大会推進室長	山 田 真太郎 君	農 業 委 員 会 会 長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	田 村 教 男 君	代 表 監 査 委 員	吉 川 正 純 君
監査委員事務局長	相 馬 和 徳 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	新 舘 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	相 馬 和 徳 君	事 務 局 次 長	中 村 大 樹 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、令和6年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、12月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 議案第85号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 議案第85号七戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第86号

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 議案第86号七戸町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

3番議員。

- 3番（山本泰二君） おはようございます。

七戸町犯罪被害者等支援条例ということで、あまり聞き慣れない条例だったのですが、趣旨は非常にいいのかなと思います。そして、内容的にもいいのかなと思うのですが、私の勉強不足かもしれないのですが、具体的な援助、例えば2ページの8条あたり、経済的負担の軽減であるとか、10条、居住の安定とかありますけれども、ここに例えば

金額であるとか、そういうものがないのはどういうことかなと思いました。もしかしたら何々に順ずるなど、そういうのがあるのかもしれないのですけれども、その辺り分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの条例につきましては、主に犯罪被害者の家族を支援していくということで、今回、条例制定を提案させていただいております。

議員がおっしゃる、どういった支援をしていくのかというところですが、具体的な例を申しますと、遺族への見舞金ですとか、現住所上で住みづらくなったなど、そういった場合についての転居費用等を想定しております。そちらの具体的な金額等については、これから規則もしくは要項等で定めていくということになります。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第87号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第87号工事請負変更契約の締結について（旧七戸体育館ほか解体工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番議員。

○14番（田島政義君） これは、社教かな。体育館解体する前に、あそこの池の上に52年国体のときの石碑があったのです。あれは記念に造ったやつですが、あれはどこに行っただのか。その辺を教えてください。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

当初は、敷地内への移設の案とかもありましたけれども、寄付していただいた関係者との協議の上、撤去することといたしました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） 関係者というけれども、一応52年の記念国体ですから、寄贈されれば町の所有で、あなたが管理しているか分からないけれども、一切我々に報告も何もないですし、記念の石だから、なかなか国体は来ないのだと思っていたのですが、邪魔になって撤去したのは仕方がないけれども、その辺、副町長これはどうなのか。どっちのあれになるのか。関係者と相談してと言うけれども、議会で、もらいます、いいですかというのでやったのだけれども一切何もない。説明もないというのは、その辺。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

その当時の生存されている方、白石議員でしたけれども、その方と協議したところ、最初はプレートのみでも何とかならないかという話でしたけれども、業者に「そういう感じでプレートを取ることできるか」と聞いたら「できない」と言われたので、では仕方がないのかなということで撤去したところです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） 課長、あれはたしか、我々もみんなスポーツ体協として、いろいろ聞いてあったのです。白石さんはたまたま議員だけれども、工事するときに、どこかの業者から頂いたのです。それを持ってきて、あそこに置いたというのがあって。

ただ、どうのこうのではなくて、ああいうあるものは、やはりちゃんと皆さんに報告して、知っている人は知っているのだから、聞かれて「いだけな」と話ししたら「いや、いません」というから改めて見に行ったら、全部更地になっていて、何もない。元の関係者から逆に聞かれたのです。「せっかくの記念碑をどこさやったの」と。「分からない、邪魔になって一緒に取り去ったのかな」と。かなり重いものだからね、そう簡単には片付けられないと思うのだけれども。

関係者というのは、白石元議員が一人だけではなく、まだ結構。

我々スポーツ協会、寄贈する人から体協にも話があったのです。だから、あんたでは、それしか分からないのであれば、もうやむを得ない。なくなったものを持ってこいというわけにもいかないから。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今の件だけれども、関係者というのは元議員だすけという意味か。議員だすけという意味で関係者と言ったのですか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） そのとおりでございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） では、元議員だから、その当時に関係したから、その当時は自分は議員でも、確かにその時期なっていないので、なってなくてみても、議員は議会という意味で解釈せば駄目なのか。とすれば、当然としていえば、こういうかたちでありますけれども、議会に撤去するにもしなくても、そういう諮るべきではないか。その辺はどうですか。元議員の立場であればだよ。

その人は寄贈者とか、坂田組にいたから、寄贈者になれば話は別だよ。議員という立場であるならば、そんなこといえば、その議員というのは切れるの、そこで、ぶつっと。おかしくないか。解釈の仕方だ。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 実は今、お話を伺いました。随分もう処分してしまったと。どこにあるのか分からないということですから、改めて皆さんにおわびを申し上げます。せっかくの記念すべき石碑ということでありましたけれども、今聞いたら分からないということでもありますから、改めて陳謝申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） そのなくなったのを、どうせ元に戻せと言っても、これは無理だ。ただ、全てものは町長やるわけではないから、最後になれば、あなたの責任で、任命権者だからそういうふうになるだろうけれども。

でも、生涯学習課長、認識として、議員という立場で関係者とすれば、逆に聞きたい、あなたから。議員という立場で関係者といったら、その議員はそこで終わるの。私達の立場に引き継ぐものではないのか。その辺はどう認識しているのでしょうか。言っている意味は分かりますか。

あなた、今、寄附者という言い方ではなく、その当時の議員という立場で、議員という言い方をしたのですよ。そうでしょう。そうすれば、それです、けすということではなく、ただ、認識が皆さんの課長たちもそうなのであれば、議員であれば、私達もずっと議会の議員が続いているわけだから。とすれば、議会に報告すべきものではなかったのか。それとも、そのときの議員だけで、あとは知らない関係ないということになるのか。その見解をあなたから聞きたい。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。
町長。

○町長（小又 勉君） 今、14番議員、田島議員がおっしゃったとおり、当時の非常に記念すべき石碑ということでありまして、いわゆるその辺の認識が甘かったというふうに思います。当然、関係者は一人に相談云々ではなくて、我々にも相談してほしかったし、そういう大事なものはやはり後世に残すべきものであると。設置する場所はいっぱいありますので。今回の件、改めておわびを申し上げたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 町長、その処分したことの云々を言っているのではないの。なぜかという、担当課長の方がいっぱいいる。けども、その認識が、議員という立場の中、そこで切れるのか。それとも、今私のところまで続くのかということ。そうしないと、また同じことが起きるのだよ。その処分したのを、それを云々かんぬん、戻した戻すという、そういうように言うつもりは毛頭ない。

ただ、そこのところ、これからの課長だってそういう認識であれば、まだ処分するかも分からないです。だから、関係者、体協ばかりじゃない、議員という立場であれば、今も国体はあるわけだから。でも、私だっていつまでやってるわけではない、終われば、そのときに生きていればその時関係者ということになって、あの人に、議員に引き継がないのかという意味です。そのところだけ答えてくれればいい。それを元に戻せとか、見つけてこいとか言わないから。そこはどういう感覚で認識しているのか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 当然、議員という立場、あるいはこれも継続していくものであると思いますので、そこら辺りはしっかりこれから認識をして、そしてそれを継承していく、これが基本だというふうに思っています。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。
8番議員。

○8番（工藤 章君） 本題に入ります。解体工事の概要を見ましたら、新しくブロック塀、石碑、それから外灯新設、この内容を説明してください。

新設という文言は解体工事の中にあるところで、これはどういうことなのか。解体工事の中で新設と書いてあるから、これは別工事を付加したのか、その辺が理解できない。内容を説明してください。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

外灯の新設工事といたしましては、解体工事に伴って周辺の外灯も撤去することになっていました。そうしたところ、讃道館の前が暗くなるということで、讃道館の前に外灯を2本ほど新設したところです。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） だから、新しく建てたのでしょうか。移したのではないのでしょうか、別なかたちでしょう。これ予算的に見れば、俺が理解するのはそう。

それから、当初はほとんどブロック塀でしょう。ブロック塀で100トンぐらい増えている。運搬費から、解体費から、詰め込み費から、処分費から。ということは、当初は想定していなかったわけだ。何らかの理由で、これもやりましょうと。それから石碑も撤去しましょう。その分が1,000万円だ。なおかつ今、外灯の件が出たから、外灯まで撤去しましょう。ただし、こっちが暗くなるからこっちも必要だなと。では、新設でしょう。解体と違うでしょう。なぜこれと一緒に混ぜるのか。私はそういうふうに理解するのだけれども、違いますか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

確かに、議員のおっしゃるとおり、改廃工事になりますけれども、経費等を勘案すると、この工事に含めたほうが予算的に安くなるというところで追加工事として発注……。

○8番（工藤 章君） 意味が違う。要するに、ひとまとめにしてやれば、安くつくという話でしょう。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、発言ですか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 俺、頭悪いから理解できないんだ、そつたらやり方。ひとまとめにすれば安くってという話でしょう。違うんですか。

では、積算出して。内容とこの積算。積算しているでしょう。解体工事が1,000万円に膨らんでいる。そこの部分、外灯が何ぼなのか答えてもらいたいよ。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

外灯の新設の工事に関しましては、直工ベースで41万2,500円となっています。

以上です。

○8番（工藤 章君） それから、こっちは。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） ブロック塀と石碑に関しましては、ブロック塀は、議員がおっしゃるとおり、当初は見込んでおりませんでした。現場を精査したところ、ブロック塀は必要ないということで、ブロック塀の工事を追加したところですよ。それにつきまして、石碑とブロック塀を追加した工事は、直工ベースで18万2,198円の増となっております。

以上でございます。

○8番（工藤 章君） では、最後。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番(工藤 章君) 現場を精査したって、当初は精査しなかったの。何も考えてない。どこからそのブロック塀が必要ない、石碑も必要ない。それによって、外灯が暗くなる、どの部分でこれが発生したの。工事中にやったのか、それとも、誰かから指摘されたのか。

当初のあなた方の計画は、一体どうなっているの。どっかでそれが結論出されたはずですよ。その経緯を教えてください。

○議長(附田俊仁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(井上 健君) お答えします。

業者と工事を進める上で、この辺どうしたらいいですか、こうしたほうがいいでしょうかということがありました。その協議の上、ブロック塀の撤去の追加、石碑の撤去の追加ということを行ったところですよ。

以上です。

○8番(工藤 章君) 最後だ、やめるから。

○議長(附田俊仁君) 8番議員。

○8番(工藤 章君) 要するに、あなた方の意見が何も入ってない。業者の意見が入ったわけだ、簡単な話。ということは、この石碑も皆も業者の意見でしょう。全く計画に気がついていなかったということだ、俺、そう理解するよ。当初、あなた方は担当者として何も考えてなかったということだ。たまたま業者の意見で動いた。石碑も外灯も、そう解釈せざるを得ないね。

これで終わります。答弁、要らね。

○議長(附田俊仁君) ほかにございますか。

9番議員。

○9番(柘 清悦君) 工事費が膨らむということですけども、結局はもうブロック塀も解体されて、石碑も撤去されてしまったということなのですよ。

これから撤去するので、この予算増額したいという提案ではないので、何か事後報告的なものを今、採決するのがどうなのかなという気が。ちょっと違和感を感じていますけれども、そこは問題ないのか伺います。

○議長(附田俊仁君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長(附田敬吾君) お答えいたします。

今回、変更契約ということで、契約金額も変更ということで、この契約金額をはじくには、過去にも、旧七戸の老人福祉センター、設計でいけば三角の細いパイルが、現場見たらコンクリートミルク流して太いパイルになっていたと。結局、処分してマニフェストで

数量が上がってこない、金額がはじき出せていないということで、どうしてもこういったかたちで、現場から処分場に移動して数量が上がってこない、このような契約変更金額を知ることができませんので、どうしてもこういうスタイルになります。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 掘ってみたら形状が違ったということは、当初の想定ではできなかったとしてもやむを得ないと思います。今回の場合、石碑もブロック塀も見えるところなので、追加で工事するとこれぐらいかかりますというのを積算した段階で今回初めてそこで出されれば、石碑を撤去する前に議会で議論して、撤去したほうがいいとなるのか移設できないかという議論ができた。全部終わってしまえば数字も金額も確定するわけですが、工事費が安く済んで残ったとすれば、減額補正ということも一番最後にできると思うので。なかなかない記念碑というのを全く議論できずに片づけられてしまったというのが、面倒でも手続きを予算の段階で一回出していけば、もしかしたら違ったのではないかなとも思います。質問してもどうもならないと思うので。

過去にはそういうこともあったということですがけれども、私は、手順を踏めば計画段階で予算化して議会に出して、終わったら補正予算で最後に金額をぴたり合わせればいいのかと思いますけれども、そのやり方は検討されなかったのか伺います。（発言するものあり）

今もう終わってしまったのを、こうやってこれぐらいかかりましたというふうな感じで出ているのですけれども、ブロック塀も石碑も検討した結果、撤去がいいという結論が出た時点で、その分必要になるのを議案として出してもよかったのではないのかなということなのですけれども。

この方法も、過去には例があるとは言えますけれども、私とすれば、計画段階で撤去する前に、こういうふうな計画があって、これぐらい予算かかるのでどうでしょうというのを一回出してもらいたかったということで、その方法も取れたのではないかなと思うのですけれども、今回この方法で提案したのには何か理由があったのか、急ぐ理由があったのか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第88号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第88号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第89号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第89号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第90号

○議長（附田俊仁君） 日程第6 議案第90号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） この評点結果についてお知らせください。

これ、10人で1人100点ずつ持っていれば、全部で1,000点になるのだけれども、この10人の委員の、おのおの評価した点数をお知らせください。誰々とは言いません。例えば、Aの人が何点、Bの人が何点という。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

委員一人一人の点数がついた資料が、今、手元にございませんので、後ほどお知らせいたしたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） というのは、平均といえは60点で下回る場合は候補者としなないと。一つしかねえすけに、これで決まりなのだけれども、中身的には何となく分かりそうな気がするのだけれども。でも、恐らく平均点が75点というのは、60点に行かない人がぎりぎりになった人もある、また80点、90点とつけた人もあると思うのです。だから、誰々というのはプライバシーに関わるからしゃべれないとしても、平均点だけでもその分を、どうせあとは候補者はなかったのでしょうか。ここしかなかったと思うから、だからそれだけでも、後でもよろしいですから教えてください。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 今、13番議員が、ほかになかったのかという質問をしましたけれども、まず、指定管理者は公募したのかを1点伺います。

2点目に、年間売上を見ると、前年度よりも伸びている状況です。ますます頑張ってもらいたいのですが、町としては、何かしらの目標値を定めて、こういうふうにしてほしいという要望があったのか、2点目に伺います。

あと、応募したほうも、何かしら3年間でこういった事業をやっていくというふうな計画書を出しているとは思いますが、特に力を入れる項目を3項目くらい紹介していただければと思います。お願いします。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

まず1点目の公募したかどうかについては、公募によらない選定をしております。

2点目の売上に関することですが、町では、目標値は定めておりません。しかしながら、サービス向上、利用者の満足度向上、例えて言うならば「じゃらん」などのそういった民間サービスのアンケートなどによる、さらなる上位を目指すようなかたちでの取組をしてほしいということをお伝えしました。

3点目については、すみません、もう一度よろしいですか。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 事業計画書を出されていると思うのですが、今後こういったことに取り組んでいきたい、力を入れていきたいということで、主なものでいいですが、三つぐらいの中から紹介してもらえれば。お願いします。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） 大変申し訳ありませんでした。

3点目については、まず、1点目については、開村といいますか、開館から今年度は30周年ということで施設の老朽化が大変進んでおりまして、それについて順次取り組んでいきたいというふうなことを話しておりました。

また、2点目については、今年度夏からミニドックランを開始したということで、そういったかたちで、これまでのお客さんの客層とは異なる層に対してもアプローチをしていきたいというふうなところで。

3点目としては、七彩館についてなのですが、出店者、出品者について高齢化もあるので、そういったことに対する、正解はないのだけれども、取組をしていきたいと、この3点を主に挙げておりました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。（発言する者あり）

先ほどの13番議員の質問に総務課長がお答えしますので。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） すみません、遅くなりました。

今回の指定管理者の指定基準につきましては、大きく四つの項目で採点しております。一つが設置目的、公共性の理解、また、計画及び提案内容の実現性と運営能力、もう一つは設置目的を効率的かつ効果的に達成することができるか。また、その他、個人情報等の保護は万全か。そういった項目について採点しております。

10人の委員で採点しておりますので、1人ずつ点数を申し上げていきます。まず、6

8点、71点、68点、73点、67点、98点、68点、94点、79点、69点となっており、平均点が75.5点というふうになっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 分かった。多分そうだろうなど。

でも、その採点の基準が、先ほどの何点かあるような。ということは、その中でこの組織の内容というのは、一番最後のページですか。組織で事業内容という特産物・農産物を販売、飲食業、道路案内、情報提供という、こういうかたちでやっているのは今までもずっと同じ人がやらへんだか、それについての採点が入っていないのか。

要するに、例えばレストランがどうだったとか、七彩館がどういったことというのは、実質的な内容でしょう。あそこでやっていて管理しているのでしょうか。その物産協会のところで、それを指定管理しているのだから、その採点はこの中に入っていないのだな、いい悪いは。そういうことでしょうか。もう一回言いますよ、分かるの。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの指定管理者を選定する際には、指定管理者の決算書ですとか、そういった株主総会の資料等、事前に出していただいて、その辺も見ながら加味して評価しております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） なぜ、これを言うかと、それは応募されて同じところにやっているわけだ。それに対して文句をしゃべるつもりはない。

ただ、そうなってくると、同じところであれば、当然前に継続していた事業というのはあるわな。レストランであれ、七彩館であれ、花き展示館であれ、何であれあるわけだ。その人は前から同じくやってる。何年もやって、これ何回目、ずっとでしょう。そうするならば、当然として、例えばいろいろなかたちで売上げ伸びたらいいということではないのだよ。

でも、問題は先ほどの七彩館の高齢化の問題もある。いろいろなことについて、この分は当然、この同じ人が受けるのだもの、点数はクリアしてればいいではなくて、その分も町で加味しているのかなと思ったから聞いたのです。

これからは、それは加味させるつもりあるのかなのか。それだけ聞いて終わり。どう答えてもいい。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

議員御指摘のそういったものを加味していくかというところでしょうか。

今後においても、一応、今回5年間の指定期間を定めておりますけれども、その間に様々、第三者委員会のようなモニタリングということで、各年度、毎年、外部の評価とい

うのも受けておりますので、そういったところが良好であれば続くという可能性もあると思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 9月定例会でいただいた令和5年度の株式会社七戸物産協会の決算書の損益計算書を見ると、税引き前、当期純利益金額2,191万円、法人税、住民税、事業税、約686万円、当期純利益1,505万幾らかとなっておりますけれども、前に議会で私が質問したことがあったと思うのですけれども、大村市を視察に行ってきた後、利益が出たときに、金額は忘れましてけれども、ある金額以上になったら、その利益を半分は町に入れるというふうなのを定めたと思ったのですけれども、令和5年度の決算が出た後、それはどういう処理になるのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、ある程度の金額を超えた部分については、町に返還といいますか納めるといふような条項もありますが、それは町と協議の上、例えば道の駅物産館側で設備投資をするなど施設の向上に役立てる場合には、そのまま町に戻さないというふうな取り決めをしております。令和5年度についても、それぞれ設備投資というか、サービスの向上に充当しております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 株主の配当というのは見えないのですけれども、最終的に利益、内部留保がたまっていった場合、これはもう今の話ですと、町の持ち出しが少なくなるように株主配当をするしないも、役員会や取締役会で決めることかと思うのですけれども、その株主の配当も含めて、設備投資に利益を回すのかどうかも含めて協議して決めるということですか。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

株主配当については、大変申し訳ありません。今回、私からお話できることはありませんけれども、利益分についての取扱いについては、先ほど申し上げたとおり、町に戻すか、それとも道の駅といいますか物産館で投資に充てるかというふうなことで決めるということでもあります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第78号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第78号令和6年度七戸町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから11ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

3番議員。

○3番(山本泰二君) 11ページ、20款4項雑入、クリーンエネルギー自動車等補助金のところですが、再エネルギー関連でお聞きします。

風力発電のことですが、これまでも風力発電についていろいろ伺ってきました。いま一度、風力発電の、今8基あるわけですけれども、これについて設置の経緯と、それから今後の計画、いつまでこれを稼働し撤去するのか。

それから、もしこのJREが破綻した場合に、これをどういうふうに処分するのか。この辺りについて、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長(附田俊仁君) 3番議員、基本的には中部のものなので、町の中で答えられる範囲で、町長に答えてもらいます。

町長、答弁。

○町長(小又 勉君) まず初めに、八幡岳に風力発電を建設するという事になった経緯ですけれども、ずっと遡れば平成23年か24年の頃です。これははっきりしませんけれども、七戸川の清掃のときに、魚がいなくなった、水質が悪くなったと。八幡岳の開発のせいだということを使う方がいまして、そのとき私は中部の管理者でありましたので、そういえば、もうあそこは全く使われていない。そうすれば、木を植えなければならないということで、あれは当時一種農地でありましたので、試行的に県と協議をして、もう使わないということで木を植え始めました。

ところが、これ結構お金がかかるものでありまして、初めはボランティアでやって、な

かなか進まない。年間せいぜい2町歩か3町歩ぐらいと。311町歩ありますのでね、これいつになるのか。ただし当然中部の経営ですから、苗木を買ったり、人だけでも駄目、機械を上げて、硬い草の皮を剥いでやるということで、細々でも早く植えないと、200万円を超える賃借料が、当時、毎年発生していましたので、幾らでもとにかく植えるということでやりました。

そうしているうちに、いわゆるJRE、ジャパン・リニューアブル・エナジーという会社が来て、町に代わって風車を建てたいと。その面積が約80ヘクタールということで、その80ヘクタールに木を植えて、いわゆるその町に代わって、町というか中部に代わって、いわゆる木を植えて、新たに植えて、国に返還して、そして必要な分を今度は国からJREで借りてということでスタートいたしました。

町にとっては、非常に都合のいいことでありまして、いわゆる1町歩当たり100万円くらいかかります。ですから、JREで借りたのは、代わって木を植えたのは、80町歩ということで、水飲み場とか、そういう施設もありましたので、その撤去費用も含めて約9,000万円かかっています。苗木だとか何だかんだということで、それを町に代わって木を植えて、撤去すべきは撤去して、国に返還して、新たにJREで。幾らそれを借りたか分かりません。ただ、民間は相当高いらしいです。町は全体で200万円、211万円かそんなものでしたけれども、とってそんなものではない。

それで、スタートすることにして、そうすると、1基当たりの固定資産税、数百万円入ります。町に入る分が5基分と。3基分は十和田市に入りますということで、それを基にして、今後、苗木を買って、木を植えていけばいいと。とにかく、早くあれを元のブナの林、あるいはまたシラカバの林、それに戻したいということで、スタートをしました。

そして、施設の撤去計画なのですけれども、町との契約では、あれは大体20年の契約ということで、その時点でしっかり撤去して、そして更地にして返すということになっておりますが、いわゆるこれに代わる担保する期間が国にありまして、10年目以降に積立てをさせるということで、そのお金でもって撤去費用を生み出すということにしているみたいであります。ですから、それについては我々もあまり心配はしておりません。その間に固定資産税はどんどん入りますから、それによって、これからどんどん植林をしていかなければならない。

ただし、あの当時、一気に80町歩を植樹するというので、苗木をあちこちから集めた経緯がありまして、数年はもう苗木ないということも言われまして、そろそろもうだんだんあってくるころかなというふうに思っておりまして、それを基にして今後、中部に負担金を出して、当然、東北町もこれは出してもらわなければなりません。それ相応の負担金ということでやるということになります。

そして、破綻した場合にどうするのかということですが、さっき言ったとおり、発電の設備、いわゆる風車に関する廃棄費用の積立て制度というのが始まりました。これ

によって事業者が10年間、売電収入から廃棄費用が差し引かれ、電力広域的運営推進機関という積立ての管理を行う団体に収められて、そして、もし何かあった場合はそこから、いわゆる撤去の費用というのが生み出されるということになります。

ただし、これについては、実は東北電力もこのJREに出資をしております。それからエネオスの関係の会社です、そこも一部出資をしております、これだけ揃っていればそう簡単には破綻はしないものと認識しておりますけれども、万が一破綻した場合は、さっき言ったとおり、そういう積立ての制度があって、それから費用が出されるということになります。大体こんなところです。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 理解しました。

八甲田、十和田湖、あちらの建設計画が住民の強烈な反発によって、頓挫したという経緯もありました。それ以前の計画だったということですが、今後また同様のことがあった場合に、同様のことというのは、建設計画とか、そういうことがあったときにどういう対応を取るのかお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、県では、ゾーニング計画というのを、まだ確定はしておりませんけれども、それを作っていると。ここで絶対建てては駄目というところと、あるいは地元の協議で緩やかに了解を得次第に建てれるという場所というのがありまして、その辺をにらみながら、これから来る計画については個々に判断をしていかなければならないと思います。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） これ、関連でしゃべってもいいの。今のこの風力のことだから。いいのかい。

○議長（附田俊仁君） はい、どうぞ。

○13番（三上正二君） 前にも町長の話、ちょうど今の和田ダムから田代に行く道路があるでしょう。七曲りという、ぐるぐる曲がったほうある。そうではなくて、前にもこれ、町長一緒にあれしたけれども、ちょうどあずまがねのあぜりあからずっと真っすぐ行けば、稜線まで道路があるわけです。そこのところが、たしか、この風力の計画があったやに聞いた。そうすれば、一番この風力の関係でやるのは、道路がよくなるわけです。ただ、八甲田山がそういうのは、これ、水系とか自然系が壊れるから駄目だけれども、今ある道は、今言ったあずまがねの道路というのは、田代平に行く道路が、昔の道路が、道路幅あるわけよ。それ議員の方々、みんなして歩いた時期あって、たしか町長も行った時期あると思う。そうして絡めるならば、逆に風力に絡めてやれば、その稜線をやると、今後は観光ルート、冬期間も、今止めているけれども、冬期間も田代平までずっと歩く道

路ができる。

だから逆に言えば、私であれば、全ての風力を止めるのではなくて、自然界を壊すのは駄目だとしても、そうではないものは、逆に進めるべきは進めるべきだと思いますけれども、町長の考え方はどんなものでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） あずまながねは、私も歩きました。道路の跡地があるのです。だから、八幡岳からあっちの北へ向かった全く何も無いところを伐開して、崩していくというのは、また訳が違って、もともとある道路敷地ですから、もちろん、なかなか道路の格好があまりよく見えませんが、丸々の自然破壊にはならないし、むしろ、当然入っていく進入路、これは必要になりますので、それについては、当然、私は、今、県のゾーニング計画、まだはっきりしませんが、こういう資料が来ていますけれども、これ見ても、大体いけるのかなという感じがします。

問題は、風がちゃんとあるのかですけれども、これは恐らく、風況調査して、これからやることになると思いますが、うちの七戸町としては、水源の破壊とか、そういったものにはつながらないというふうに思っていますので、ただし、何でもかんでも駄目だというのが、あちらにそういう団体があるみたいですから、そこは説明会の時点でどういう意見が出るのかによりますけれども、私としては、固定資産税も入ることだし、むしろいいというふうに思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） それでは、暫時休憩いたします。11時20分まで。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、歳出に入ります。

12ページ、1款1項1目議会費から17ページ、3款2項2目児童措置費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、17ページ、4款1項1目保健衛生総務費から21ページ、8款5項2目住宅建設費まで、発言を許します。

14番議員。

○14番（田島政義君） 20ページ、7目公園管理費に関連してお聞きします。難しく答えなくてください。簡単に答えないと長くなるから。先ほど、私、みんなに、さっきの火つけ役は、田島だと。

ここで、公園管理費業務委託のスポーツ協会についてのふれあいセンターの業務委託か

指定管理か、よく分からないまま、そのままになっているのですが、町長からは、指定管理に出すということになっているのですが、今この辺では一番明るくはっきりしているのは、6か所のスポーツ協会が、今指定管理を受けてやっています。ですから、それも皆、話ししてありますので、その辺の考え方を、どういうふうにするのかをお聞かせするだけでいいです。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） お答えします。

今年の3月議会に町長が、中央公園に関して指定管理に出すという答弁をしたところではございますが、そこで、4月から七戸町の中央公園の指定管理者の募集に向けての事務を進めてきておりましたけれども、現在の中央公園の状況について整理したところ、今回、総合的に判断をしまして指定管理者の募集を行わないことといたしました。

理由として、一つ目は、宿泊施設であるふれあいセンター、それが研修や合宿等で行う団体に、町内の公共施設、運動公園などを使用することを条件として、1,000円なり1,500円の低価格で宿泊できる施設であること。また、現在宿泊室等の設備ですが、トイレ・洗面所は共同利用、テレビに関してはいまだにブラウン管を設置してありまして、一般的なホテル並みの料金設定にできない状況で、収入増は難しいのではないかと思います。

あと二つ目は、スポーツセンターはスポーツの各種イベントで利用されておりますけれども、夏場は冷房設備がないことから利用者は少なく、冬場は暖房設備がありますけれども、11月から3月までの利用者は年間利用者の80%を占めている状況です。ただし冬場の平日は、雪による練習不足を緩和するために町のスポーツ少年団等へ無料で開放していることから、収益の増が見込めない施設ではないかと思っています。

そういうことから、民間事業者等が有するノウハウによって利用者へのサービス向上及び管理を委ねることで、収入増による管理経費の縮減が期待できる施設としては現段階では難しいのではないかということで、指定管理者の募集は行わないことと判断いたしました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） いろいろ考えてくれて、分かりました。

ただし、今、先ほど課長が言った宿泊施設については、かなり消防法があって、先般も皆一斉に、我々もそうですが、査察を受けたときに、今の職員数ではとてもではないけれども、2名では私は管理にならない。

これ、町長にお願いですが、この前、副町長とも話をしたのですが、指定管理者に出さなければ出さなくていいのですが、あの施設そのものについては、今の2名ではどうにもならない。連絡する、消火器持って走る、宿泊者を誘導する人はいないと。書類には、各課の課長の名前とか職員の名前を書いているのですが、実際はそこ、2人しかいないわけ

ですから、夜になると。そうすると、私とてもではないけれども、管理体制に不備があるということで、その辺はちゃんとしていただきたい。早急に職員の増をお願いして。春になると草刈ったり様々な仕事があるので、冬は除雪しなければならない。ですからもう、町の課長に申し分けないですが、退職した後に再任用で行くのは酷な話ですから、若い人をして、アリーナとの掛け持ちを、総合グラウンドの掛け持ちをするような若い人を1名か2名増員していただいて、ぐるぐる回れるようなかたちでやってほしいと。これは要望しておきます。答弁は要らないです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 17ページ、4款衛生費の3目予防費です。

ワクチン接種対応の業務委託料に関連して、私ごとですけれども、ずっとコロナワクチン接種してきて、何回目ですか、6回目、7回目ですか。年明けに日程が決まったわけですけれども、私の細君については、たしか今回からやめたいと、やめたと。何でと自分で聞いたら、何となく副作用が出てきたような、個人的にね。別にやれとも言えないし、は一つといった感じなのですけれども、現実には、依然としてコロナははびこっているわけですけれども、我が町に限っては、接種率といいますか、男と女とか、そういうのを分類した場合、実際はどうなのですか。落ちているのですか、それとも変わらないのですか。その辺の状況はどうなのですか。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

町では、コロナ接種についての統計というのは、今現在取れておりませんので、男と女とどっちかと言われますと、回答できないという状況でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 統計という、では、人数は減っているのですか、あれは増えているのですか、それとも横並びなのですか。

○保健福祉課長（西野勝夫君） 摂取人数ですか。

○8番（工藤 章君） ええ、摂取人数。例えば第1回とかあるでしょう。その程度で結構ですから、どうなのですか。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

接種というのは、年に1回打つ接種の回数ということでしょうか。

○8番（工藤 章君） そうです。

○保健福祉課長（西野勝夫君） 年に1回というのは、変わらないです。

○8番（工藤 章君） いやいや、人数。対象者人数。しゃべり方、悪かった。聞き方悪かった。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） 大変失礼いたしました。

1回目から今現在7回目、8回目になるのですけれども、どんどん減っている状況でございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

2番議員。

○2番（中野正章君） 農林関係ですので、18ページの農業総務費、6款5目あたりかなと思うのですけれども、事業継承について、前に私、一般質問でしたことがあるのですけれども、今ニュースとかで、一般のまず中小企業の、あれは事業承継と言っているのですけれども、結局第三者が事業を引き継ぐという取組を、その青銀の支店とかに行っても、そういうポスターが貼らさったりしてします。農業関係でも、そういうのが、まず第三者継承というらしいのですけれども、それを一般質問に言ったことがあるのですけれども、これ一つの町村だけでどうなるものでもないと思うのですが、国・県の動きとして何かありますか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

その後継者育成という部分に関しては、国・県からも様々な方策が示されてございますが、今、一つこれだというふうな切り札になるという部分の事業は今のところ展開されてございません。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） これだというのがないということでしょうけれども、農家をやめる人は、かなりの数これから出てくるわけで予測されますが、何とか第三者でも引き継いでもらいたいという人もあろうかと思えます。これはまず、町村からの働きかけとか、そういうのも必要かなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

鳥獣被害についてもお聞きしたいです。

項目的には、5目農業総務費かどうかということでしょうけれども、鳥獣被害があれば、猟友会のパトロールとか、そういう駆除とか、そういうのに頼らざるを得ないというのが現状だと思いますが、北海道でも、猟友会がそういう要請をもう受けないという事例が出てきています。その理由とか、その現状とかをどのように理解していますか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

北海道の事例でございますが、警察、自治体の職員が同行して、ハンターの方に撃ってくださいということでお願いした経緯があって、それで民家の近くで発砲したと。それが違法だということで、免許を取り消されたと。それで相ならんということで、北海道全域の猟友会の方々が協力しないという事例でございますが、青森県ではそのような事例はございませんけれども、極力猟友会の方々には、何かのときはお願いしますということで、今後も協力を依頼していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） この猟銃を持つということは、非常に法律的にいろいろ厳しい。役場から要請あって、たまたま獲物がいて撃って処罰される例はかなりの確率であります。結局ハンターが撃てる状況というのは、非常に難しい。道路から撃ってはいけない、車から撃ってはいけない、道路を挟んで撃ってはいけない、民家から200メートル離れていないといけない。それら全部クリアしないといけないので、実際このパトロールとか、そこであったときに撃てるのは非常に難しいなというのは感じていて。

それでいて、まず取り消されれば、ただただ猟友会が損だと。猟師は損だということで、もう受けないということになっているわけで、だから北海道ばかりではなく、ほかの県も同じ状況が簡単に予測されるわけで、わなとか、そういうのが割と有効かなとは思っていますが、もう一つは、前にも言ったのですけれども、1頭何ぼの報償金というのは割とハンターにとっても取り組みやすいあれかなとは思っています。

まず、農林課長もそこは理解していたなということが分かってよかったわけですが、なかなか厳しい状況が今後とも続くなということを理解していただきたいと思えます。

答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、21ページ、10款1項2目事務局費から25ページ、13款1項4目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 23ページ、10款4項7目10節、二ツ森貝塚ふれあいまつり賄材料費10万円とありますが、これは、さきの文教委員会の際に、ふれあいまつりの縄文鍋というものを作って、来場者に振る舞いたいということで、その材料費についての補正だということを伺いました。このふれあいまつりについて、2月の開催予定をしているということでしたけれども、現段階で決まっているお祭りの内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（烏谷部伸一君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

今年度の祭りの開催日、決定いたしました。2月16日の日曜日に開催ということで、今準備を進めております。

内容です。まずは屋内の体験活動として、勾玉づくり、あとは手型、足型、土製品づくりといいまして、子どもの手型とか足型を紙粘土で取るやつです。

次に、屋外の体験活動として、火起こし体験とクルミ割り体験を行う予定でございます。あと、今年度、グラウンドに縦穴住居を整備いたしました。その住居内で二ツ森老人クラブの皆様の協力で縄文鍋の提供。あともう一つ、その隣に野焼き場を整備いたしましたが、野焼き場では棒パン焼きをやる予定でございます。

それと一番大事な二ツ森貝塚の価値を周知するというので、学芸員と、今年度はとても頑張っているジュニアガイドの会の皆さんと貝塚館の案内を行う予定です。あと、飲食店も数店出ます。地元の商店と、今回は二ツ森貝塚といえばシジミ貝ですので、小川原湖漁協の協力でシジミ汁の提供を予定されております。

今回も、保存協力会、あとはボランティアガイドの会の皆様、そのほかに二ツ森老人クラブの皆様の協力の下で開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） 縄文鍋に加えて、棒パンの振り舞いもあるということで、子どもたちは非常に喜ぶ内容だと思います。盛り上がることを願っております。

ふれあいまつりは、二ツ森貝塚の魅力を伝えられる大きなイベントだと思います。このお祭りに限ったことではありませんが、やはり行政だけではなかなか続けられないものだと思います。保存会、協力会、ボランティアガイドの会に加えて、今回は二ツ森老人クラブの方々も御協力いただけるということで、今後も地域の方々と一体になって盛り上げていっていただきたいなと思います。

要望で終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

5番議員。

○5番（二ツ森英樹君） 同じく23ページ、10款4項7目10節の二ツ森貝塚ふれあいまつり賄材料費ですが、関連で伺います。

先ほど室長から、ふれあいまつりの内容について答弁がありましたが、今年度は、地元の保存協力会やボランティアガイドの会、新たに二ツ森老人クラブの方々も運営に携わるということになっていますが、これで地元愛を感じるイベントになると思っております。

そこでですが、二ツ森貝塚の価値を多くの方に知っていただく手段はいろいろあると思いますが、一つの手段として、子どもたち、例えばですが、中学生を何らかのかたちでふれあいまつりに参加してもらおうという考えがあるかないか、お聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（烏谷部伸一君） 二ツ森議員の御質問にお答えいたします。

御質問の中学生のふれあまつりへの関わりということですが、地域の宝である二ツ森貝塚の価値を多くの方に知っていただく一つの手段として、中学生が祭りに関わるというのはとても重要なことだと思っております。

今回、天間林中学校の生徒の協力を得てみたいということで、校長先生に御相談してみました。そのとき、校長先生からは、地域の宝、それも世界遺産である二ツ森貝塚に関わるということはとてもいい体験、興味を持つきっかけになると言っていました。

ただ、祭りに協力、参加するということではあるのですが一つだけあります。単に物を運ぶとか、テントを建てるとか、そういう作業的なことでの参加ということではなくて、子どもたちが中学生目線で二ツ森貝塚を発信する、自分たちで考えて運営するようなことができるようにしていただきたいという意見をいただきました。

実際、募集したところ、残念ながら応募がありませんでした。祭りを開催する前に一つ課題ができたかなと感じております。もっと日頃から子どもたちに対して、二ツ森貝塚の魅力をもっと発信していかなければならないなど、改めて思いました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 5番議員。

○5番（二ツ森英樹君） 分かりました。

二ツ森貝塚の価値に目を向けてもらうためには、子どもたちへ二ツ森貝塚の魅力を伝えることは大切だと感じております。今回は、中学生の企画がないというのは残念ですが、先ほど室長が言われたように、子どもたちへの情報発信という課題が見つかったということで、その解決に向けて取り組んでほしいと思います。

要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

14番議員。

○14番（田島政義君） 25ページの4目国民スポーツ大会推進費に関連して、52年あすなる国体のときは、いろいろと町では花いっぱいとか、町内会連合会で協力している協力して堤灯を作ったりとか、そういうのをやったのですが、今回、県の大会において、室長が町として何かいろいろなそういう催し物を考えているかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 国スポ室長。

○国民スポーツ大会推進室長（山田真太郎君） 田島議員の御質問にお答えいたします。

私個人が考えているというよりは、国スポ推進室内で基本的な計画を考えて、実行委員会等々と相談して、計画を定めている点に関して、今お答えしたいと思います。

国スポ開催時の花関係の歓迎装飾につきましては、田島議員おっしゃったように、あすなる国体のときと同様なのですが、花いっぱい運動と称し、花壇苗をプランターに植栽した、そういうものを設置する計画を考えております。現在、協議会開催時期が10月の半ばとなりますので、開花時期の調整等も含め、関係する団体等と打ち合わせをしている最

中でございます。

また、あすなる国体のときに行ったと思いますが、炬火ランナーによる、炬火というか国体の火をトーチにともして、ランナーで県内の市町村を結ぶというものでございますが、時代とともに国体から国スポに変わったように、やり方も変わっております。

現在、青森県で考えている方向性としては、県内をそういう炬火をトーチにともして、市町村をリレーするのではなくて、国スポの火を開催自治体、県内の自治体で火を起こして、それを例えば自治体なりの考えの中で、自治体内でリレーをする等の広報啓発をして、その火を総合開会式の前までに青森県の青森市まで集約するというのが今現在考えられているイベントの方向性でございます。

それにも増して、今年度、いろいろ国スポを令和8年度やりますというところで、メインの県土のねぶたやカウントダウンボード等を作成してございますので、今後も引き続き、そういう広報啓発活動に関しては、積極的に臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） 新幹線も、駅前のところにアリーナがあって、会場になりますから、何かあの辺に、今言った、ねぶたでも何でもいいですから、ミニのやつでもいいですから、歓迎のあれを作って、頑張ってください。

52年のときは、職員が寝ないで頑張ったのですよ、いろいろなのを頑張って。あなた体力あるから、頑張ってください。お願いします。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 23ページ、10款2目の中央公民館費、ふれあいセンター屋内競技場ですけれども、前に所議員が一般質問しました。天井にもネットをつければもっと利用価値があるのではないかと。

○議長（附田俊仁君） 中央公民館なので、ふれあいセンターは中央公園で。

○2番（中野正章君） 中央公園ふれあいセンター。そのとき、天井にネットをつけるといえば、1,000万円、2,000万円とかと記憶していますが、結構利用価値が上がるのではないかなということを利用者からそういう話を聞いています。

高いからやらないということではなくて、それをつけた場合にどれくらいの利用価値が上がるか。それをもう少し調べて、できれば、何億円ではないのだから、まずやって、利用価値を何ぼでも上げるという考えがいいのではないかなと考えております。どうでしょう。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 健君） 詳細までは、私、聞いていませんけれども、そういうこともいろいろ加味して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 18ページ、よろしいですね、まだね。

○議長（附田俊仁君） 過ぎました。では、最後で。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 改めて18ページ、労働費ですね。労働費の中の移住就職奨励金、200万円が100万円補正して300万円。この内容をプライバシーに抵触しない限りで教えてもらいますか。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

手元に、その要項がございませんので、概要だけお知らせします。上十三以外から就職で七戸町に来た場合、そちらの場合に最大でお一人20万円を支給するものが、この就職奨励金なのですけれども、令和6年11月時点において6人申請中ということで100万円の当初予算額を200万円にしております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

9番議員。

○9番（呷 清悦君） 今のところに関してですけれども、例えば、今、上十三以外から通っていて、移住した時点で対象になるということでもいいのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） 例えばでございますけれども、4月1日に就職しましたということで、それから6か月経過した時点でその申請の要件を満たすと、まず一つ満たすということになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） いいですか。

11番議員。

○11番（瀬川左一君） 18ページお願いします。農業委員会費の中で、農業委員会の報告書の中で農地利用活性化調査費、その内容を教えていただければと思います。すみません、報酬のところ。

○議長（附田俊仁君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田村教男君） お答えします。

農地利用最適化活動調査員報酬ということになっておりますが、こちら農業委員、あと

最適化推進委員の方々に兼務といたしますか、なっております。それで、こちら歳入とも関係してくるのですが、農地利用最適化交付金というのがございまして、今回、県から交付決定が来たため、まず歳入も補正しております。

農地利用最適化活動調査員の内容ですけれども、農業委員、推進委員の皆さんには、普段から農地をパトロールしてもらったり、そのほか、地域の農家といろいろ相談してもらったり、それを活動記録ということで、記録簿に記録してもらっています。そういった活動に対して支払う報酬となっております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今これを聞いていると、農林課になるかわからないけれども、5年間の水張りが来年、再来年で終わるのです。その内容については、私の地域を回ると、もう30年間の減反の中でポンプを利用したくてもできる状態でないものだから、5年後に備えてポンプそのものが、私が見る限りでは、もう近くで100町歩ぐらいのポンプを利用した水田があって、国からの支払交付金がされているものですので、それがなくなることによって、もう農地として認められなく、交付金の対象外になるものだから、それについては今後どういうふうにするかというの、今のパトロールの状態ではまだ農地としてなるのだけれども、それができなくなることによって、耕作放棄地に変わることがあるのだけれども、それについては、今後どういうふうにするかというのは、多分農林課、町長のことも回答になるのかなと思っているのだけれども、その辺を調査したこともあるのか聞きたいのですよね。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今の水張りの件でございますが、令和4年からスタートしてございまして、今年で3年目でございます。あと2年間のうちに水張りを1回もしなければ、対象外水田として交付金の支払対象外のほ場になるという事例でございますが、ただ、今年、水田をつけなくても、水張り1か月を実施すれば、それ対象、あと5年間伸ばしますよというふうな緩和措置が取られてございます。

水をあげるポンプが老朽化したという話がございましたが、それは個々の対応ということで、行政がどのこの問題ではないと思います。ですので、あと2年間ございますが、何とかそこは対処して、対象水田にするように努力してもらおうしか、どうもならない事例だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

11番議員。

○11番（瀬川左一君） 農家にしてみれば、恐らく労働不足から、後継者不足から、何百町歩という農地が不能になるのか、畑地化に進んでいるのか、そこは分かりませんが、分かりました。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第79号

○議長（附田俊仁君） 日程第8 議案第79号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第80号

○議長（附田俊仁君） 日程第9 議案第80号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第81号

○議長(附田俊仁君) 日程第10 議案第81号令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第82号

○議長(附田俊仁君) 日程第11 議案第82号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第83号

○議長(附田俊仁君) 日程第12 議案第83号令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第84号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 議案第84号令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 委員会報告書について

- 議長（附田俊仁君） 日程第14 委員会報告書についてを議題とします。

本件については、令和5年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長の下に提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決いたします。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、ふるさと納税の仕組み等を精査、検討し、推進を図るべきである。

一つ、人口減少の抑制、雇用創出を踏まえ、特徴を生かしたまちづくりを視野に、荒熊内地区開発事業の推進を図るべきである。

一つ、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー導入や森林環境等の調査をすべきである。

一つ、行政事務の所管や課の設置等の見直しをしていくべきである、の4件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、経済低迷に対応した町の経済対策を促進するべきである。

一つ、地域産業振興やふるさと納税返礼品のために、商品開発、ブランド化の対策を講ずるべきである。

一つ、生活路線、上下水道及び生活排水の整備を推進すべきである、の3件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、現代社会に適応した子育て・保健・福祉・介護の対策を講じるべきである。

一つ、教育・歴史・文化財等の施設整備を図るべきである。

一つ、環境整備対策の強化を図るべきである、の3件。

以上、10件を町当局に要請すべきであるとするものです。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定いたしました。

○日程第15 閉会中の継続調査申出書について

○議長(附田俊仁君) 日程第15 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和7年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申出があります。

本件の申出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり、令和7年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○追加日程第1 追加提出議案一括上程

○議長(附田俊仁君) お諮りいたします。

追加議案11件が提出されましたので、去る12月3日、議会運営委員会において、追加することと決定いたしました。が、議事日程に加えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案11件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

追加日程第1 追加提出議案の一括上程について、報告第31号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)」から「議

案第 9 7 号 令和 6 年度七戸町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」までの 1 報告、1 0 議案を一括上程いたします。

町長から追加議案について提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいま、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいまして、誠にありがとうございます。また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

報告第 3 1 号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和 3 年 1 1 月 1 2 日に発生した、農道石沢・小又線での損害を与えた事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があるため、専決処分したものです。

議案第 9 8 号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第 9 9 号七戸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第 1 0 0 号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額並びに寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものです。

議案第 9 1 号令和 6 年度七戸町一般会計補正予算（第 8 号）については、歳入歳出予算の総額に 5, 4 8 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 2 2 億 1, 6 5 2 万 5, 0 0 0 円とするものです。

歳入は、繰入金に 5, 4 8 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳出の主なもの総務費に 1, 3 8 5 万 5, 0 0 0 円、教育費に 1, 6 3 8 万 2, 0 0 0 円を追加するものです。

今回の補正は、人事院勧告に基づき、人件費関連予算を補正するものであり、以下、特別会計及び事業会計においても、同様の理由により補正するものです。

議案第 9 2 号令和 6 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出予算の総額に 1 6 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 7 億 6, 0 6 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

歳入は、繰入金に 1 6 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳出は、総務費に 1 6 7 万 3, 0 0 0 円を追加するものです。

議案第 9 3 号令和 6 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出予算の総額に 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 4 億 9, 3 5 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。

歳入は、繰入金に 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳出は、総務費に 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加するものです。

議案第 9 4 号令和 6 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入

歳出予算の総額に285万4,000円を追加し、予算の総額を27億9,841万7,000円とするものです。

歳入は、繰入金に285万4,000円を追加し、歳出は、総務費に182万4,000円、地域支援事業費に103万円を追加するものです。

議案第95号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に36万8,000円を追加し、予算の総額を589万円とするものです。

歳入は、サービス収入に1万3,000円、繰入金に35万5,000円を追加し、歳出は、総務費に36万8,000円を追加するものです。

議案第96号令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業外収益に5万9,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億6,549万円とし、収益的支出の営業費用に143万5,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億3,399万6,000円とするものです。

議案第97号令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的支出について、下水道事業費用の営業費用に131万円、特別損失に8万円を追加し、総額を4億4,695万6,000円とするものです。

以上、1報告、10議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○追加日程第2 報告第31号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第2 報告第31号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） この件に関して、二、三、腑に落ちないところがございますので。

まず、令和3年11月12日、3年たってますね。賠償額からいけば6万7,000円弱、金額の割には時間がかかっているなど。それから、時間帯については、これはどのぐらいの時間だったのか。それから、相手方の被害車両のスピードはどのぐらいだったのか。結果的に3年たったということになれば、保険会社等の対応が遅れたのかなと思うのですけれども、内容を少し説明してもらえますか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

本案件につきましては、まず、事故の時間についてですけれども、夕方の6時半頃、も

う暗くなった時間というところで、場所につきましては、町道と農道が交差する交差点、そちらを該当車両が町道から農道へ右折した際、農道側の路上に幅2メートル、深さ20センチのアスファルトの陥没があったというところで、そこに落ち込み、フロントバンパーを破損したものです。

町では、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますが、そちらの引受け保険会社から、今回の事故に係る一般的な過失割合を提示していただき、相手方と交渉してまいりました。今回の過失割合について、交差点で被害車両も走行していたということで、ある程度過失割合も発生するのではないかとということで、保険会社からは説明を受けておりました。

こちらの被害者は、保険会社と交渉するのは絶対にしないと。どうしても役場と被害者との交渉でないと交渉の席につかないというところで、その辺、長い期間を要しております。

今回、議員おっしゃるとおり、保険支払いの時効が3年ということですので、被害者側に過失割合20%から30%が妥当でしょうということでしたが、保険会社の時効も迎えるというところで、弁護士等へも相談していました。町側で、これ以上裁判とか進めて費用、時間をかけるよりは、10割で示談するのもありではないかということを受けて、今回示談に至ったというところでは。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 深く追及するものではないけれども、ただ、交差点の中で、前後のタイヤとなっているから、これ相当スピード出さなければ、前後は損傷しないのではないかと私は思うのだけれども。普通、前輪が損傷した場合、後ろまで同じく損傷することは、相当なスピード出してなければ、私理解できないのだけれども。

別にそれで、ただ、町側と交渉しなければ示談しないと。これもまた、被害者はどういう認識持っているのかなと思っているのだけれども、その辺もう少しかみ砕いて教えてください。かみ砕くことはできませんか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

すみません、先ほど答弁漏れがございました。被害車両の時速が20キロ程度で交差点に入ったというところでは。今回のこの車両を運転していた方が、未成年者ということで交渉には親御さんが入ってまして、かみ砕いて説明というより、とにかく保険会社とは交渉しない、役場、職員と交渉するというところで進められてきたので、こちらでも保険会社ですとか弁護士等への相談、いろいろ直接の交渉、相談ということで時間を費やしております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） これは、悪しき例の一つの例になるのだよ。

というのは、どうかたちであろうとも、ごねれば100%もらえるってことだ。悪く取れば、タイヤ古しくなったら、穴見つけて、石ころぶつけて。おら、絶対動いてるうちは交差点でも何でも、そうなのだけれども、100・ゼロというのはないのや。だけでも、それをこういうのを認めれば、こうやってやれば役場、全部出したということになるのだよ。

今のやつは、終わったすけしようないけれども、これからもどっかの時点でそれをちゃんと区切りつけて毅然とした態度でやらなければ、悪かったら認めるなら認めればいいので。だけれども、これっていうのはあまりよくないよ。毅然として裁判一回かけるといってもなしても、これこんだという感じで、町側の態度をちゃんとしていたほうが良いと思うよ。どうですか。すべきだと思う。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

金額の大小の問題ではないというふうに、こちらも認識しておりまして、粘り強く事故後ぎりぎり3年間まで交渉してきましたけれども、一応最終的には、法律の専門家、弁護士等とも相談して出した結果ではありますが、本来、運転者側の過失というのも何割かあったわけですので、今回は、裁判とかまでいく費用を考えると10割ということで示談したほうが良いということ。

既にもうこちら示談は終わっておりますので、今後につきましては、また毅然として対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今後としては、毅然として、裁判も辞さないという理解でいいのかな。そういうことなのでしょう。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 以後、気をつけます。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 0時19分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） ケース・バイ・ケースで、今、議員おっしゃるとおり、悪しき前例になるという御心配がありました。そうしたら、こういう事例があった場合は、これを思い出して、以後、裁判に訴えるのか、あるいはまた強い態度で示談に臨むのか、そういう選択になると思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） いいことで、本会議中は、ちゃんとこれ議事録に残るから。

これやっぱり、どっかでやらないと。本当にこれうわさが広まれば、悪い話でないけれども、タイヤ古しくなった、穴めつけて、ぶつければいいのだ、みんな100%になれば。

だから、そういうふうにならないようにしてください。

○議長（附田俊仁君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がございませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第31号は、原案のとおり承認されました。

○追加日程第3 議案第98号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第3 議案第98号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第4 議案第99号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第4 議案第99号七戸町特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 発言がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第5 議案第100号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第5 議案第100号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番議員。

○15番(岡村茂雄君) この議案に関連して質問しますが、今回のこの議案を見て、思い出したことがあったものですから、その辺、町長から聞きたいと思います。

この給料表、今使われている給料表、これは約20年ほど前、私が在職して定年を迎えるあたりの改定されたものなのですが、その当時の改定内容を見ますと、それまで使っていた給料よりかなり下がった給料表に改定されていた。当時、一番高くもらえる給料で2万円以上も安くなっていたと。そういう状況に改定されたものでございます。

それ、今の職員たちがずっと使っていくという状態ですが、幸い私たちが下がらなかったのですよ。在職者の特例ということで、引き続き、前の高いほうの給料をもらえたのですけれども、それが今もずっと続いているものですから、今この給料表は、これから昇格していく課長になる人たちと、今までいる課長たちの給与が違うという二重構造の状態になっているわけなのですよね。やはりこういう状況というのは、是正すべきではないかなというふうに感じておりますけれども、前よりは給料上がることができない。ずっと安いまま、これからずっと継続していくということなのですけれども。

これは、是正するために県内でもあちこちで、今使っている給料表を一気に増やして7級制にするという動きが非常に増えてきておりまして、郡内でも野辺地とか六ヶ所とか

やって、隣の東北町でも7級制に見直したということを知っておりますけれども、町長、職場の働く環境をよくするためにも、こういう二重構造、格差のついた給料というのをある程度是正するということが大事ではないかな。町長の役目ではないかなと思っております。

先ほど見ましたが、7級にすれば、完全に前の人と同じにならないのですが、結構近づけるとい状況になるものですから、その辺を何とか考えていく必要があると思っておりますけれども、その辺、町長も多分認識されていると思っておりますけれども、これからの職員のためにも、その辺、是正していくということの必要性をどう考えているかお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 総務課長

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

町長からということですが、私からお答えさせていただきます。

職員の賃金についての御質問であると思いますが、令和4年度から令和6年度までの青森県人事院勧告では、いずれも若年層に重点を置いた月齢給の引上げですとか、期末勤勉手当、いわゆるボーナスの支給割合が引き上げられてきて、賃金につきましては、大きく改善されてきているものと考えております。

また、議員おっしゃる7級制の導入ということですが、県内を見ても、まだ6級制というところが主流で、7級制をしている自治体でも、7級の職員はいないとか、7級の職員は総務課長だけであるというところでお聞きしております。

町では現在、職員組合と協議しながら、その課長、課長補佐級の昇給基準の見直しを行っております。課長職は全員6級に上がるよう、課長補佐は5級に上がるようということで、ここ二、三年間の期間を準備期間としまして、徐々にそういった職務職階制というのをはっきりさせていくといった予定にしております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 15番議員。

○15番（岡村茂雄君） 改善されてきているというのは分かりました。給料表を見て、初任給等は上がっておりますけれども、ただし職階の上の人たちは、まだ開きが大きいという状態で、その給料の構造を近づけるよう整えていくべきではないかということで、課長おっしゃるとおり、多分7級制にしてもすぐ全員がぼんと上がるわけではないし、結構これは年数もかかると思っておりますけれども、ただ、町長として、かたちだけでも前の給料体系と近づけていける方向性として、そのかたちだけでも整備する必要があるのではないかということです。

総務課長では、その辺の判断はなかなか難しと思っておりますけれども、町長の考えを一言お聞きしたいのですが。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 今ここで7級に上げる、上げない、云々というのは、実態を調べないと、はっきりしたら答弁はできないのですけれども、ただ、課長補佐と課長で、5級

で混在しているのがあると。その辺はもうすっきり、二、三年と言いますけれども、できるだけ早い機会に、いわゆる課長は全て6級だよと。課長補佐は5級と。そういうことで先般、職員組合との協議で、これは合意をいたしました。これでだいぶ改善されたよということでもあります。

ただ、7級制については、いろいろ皆さんからの意見を、皆さんとよりも、職員組合と協議をした総務課長も含めて、いわゆる課長職は全て6級でいいと、今のところですね。7級については、これからのいろいろ検討課題ということにしていきたいというふうに思っていますので、そこら辺りでひとつ了解していただきたいと思えます。

○議長（附田俊仁君） 総務課長から、補足。

総務課長

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） 先ほどの町長の答弁で、誤っているところがありましたので訂正させていただきます。

5級に課長補佐、課長が混在しているということで説明いたしました。4級に総括主幹、課長補佐が混在しているというところがございます。訂正させていただきます。

○議長（附田俊仁君） 15番議員。

○15番（岡村茂雄君） あえて聞くのは、そういう事務的な、誰がどこにいるかという話でなくて、制度的に7級にいる課長がなくても、7級にして、前の給料と大体同じかたちができるのですよ。何ぼ今、6級と課長言っても、なかなか低い状態ですので、ただ、直すといっても、結構時間なり様々作業が大変だと思いますので、早めに進めて、格差がある状態を早く解消すればいいと思いますので、その辺をもう一度考えていただければと思います。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

○15番（岡村茂雄君） はい。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の質疑を聞いていると、答弁はなるほどなど分かりました。若年層を中心にした改正だと。

質問者の2万円弱、20年前に比べて差があるということは、ここ質問者の当時の待遇は何級、何号を基準にし、この質問者の質問の内容を理解すればいいのかな。

○議長（附田俊仁君） 8番議員よろしいですか。議員同士の質疑は、この場では控えますので、この質問は取りあえずなかったことをお願いします。後ほどでも控え室で伺ってください。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第6 議案第91号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第6 議案第91号令和6年度七戸町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) 8ページ、2款総務費、役場全般のことなので、総務関係ということで、ここで質問しますが、町民で、役場に来たときに受付の対応があまりよくないという声が全くないわけではない。そういう人がいました。いましたというか、これは昔から、農協でも役場でも言われる問題であろうかと思いますが、その受付、これは接遇という言葉があるようですが、それをどのように考えているのかお聞かせください。

○議長(附田俊仁君) 総務課長。

○総務課長(鳥谷部慎一郎君) お答えいたします。

役場に用事等で訪れる方には、気持ちよい対応をしていただきたい、また気持ちよく帰っていただきたいということで、いわゆる接遇ですね。こちらにつきましては、定期的に課長会議等で、町長から、まずは服装ですとか、そういった接し方、とにかく優しく接してくださいというようなことを課長会議ではっております。

また、個々のチェックになるのですが、接遇チェックリストというのを年2回やっております。最後、年度末には各担当部署の所属長がチェックしまして、点数をつけまして、一応そういった接遇を徹底するような対策は取っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、どうしても不愉快な思いをしたといった苦情というものも年に何件か来たりすることも事実でございます。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) 2番議員。

○2番(中野正章君) 私は、かつて、一般企業と行政との違いということで一般質問したことありますけれども、一般企業は、お客様がそこを選ばないと、選んでくれないと商

売にならないということで、非常にそこに切実感と必死さがあるわけですがけれども、行政はここしかないので、黙っていても来るということで、そういう点では、意識づけという点では劣るのかなという気がしています。

これは常に考え続ける、取り組む、そういう必要があろうかと思います。どうやっても一般企業と比べると劣るなというのが正直なところだと思いますので、まず、もう少し深く一般質問でもやりたいとは思っていますけれども、そういう苦情があるということを感じておいてください。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 私であれば、確かに大事なことなのだよ。けども、我々もそうですけれども、来るお客さんといえば町民だよ。そういうのだから問題ないとは言えないと思うんだよ。だから、ただ一方的に、これは大事なことなのだよ。職員たちも大事だけれども、あまりにもこういう片手落ちだけで、全て苦情があったのは全部職員が悪いというのは、これもどうかと思うよ。もちろん、ちゃんとしてやらなければならないのはそうだけれども、職員も一生懸命やっている分はあると思う。もし何であれば、我々だと思う。自分を含めて。

だから、例えば、窓口に来たとき、二日酔いで来るのか、酔っ払って来た人もいると思うのだ。それでも、対応が悪ければ、対応が悪いと言うのは当たり前なのだ、これは。それはそれで承るにしても、ただ一方的にやるべきではないと思う。

答弁は要りません。そう思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第7 議案第92号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第7 議案第92号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第8 議案第93号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第8 議案第93号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第9 議案第94号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第9 議案第94号令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第10 議案第95号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第10 議案第95号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第11 議案第96号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第11 議案第96号令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第12 議案第97号

○議長(附田俊仁君) 追加日程第12 議案第97号令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(附田俊仁君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第4回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時41分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年12月6日

上北郡七戸町議会議長

議 員

議 員